

ふるさと寄附金事業費

目 次

1	外部評価事業内容説明シート	1
2	実施計画事業評価調書	2
3	件数及び金額の推移について	
	（１）寄附件数及び市民税寄附金税額控除件数の年度別推移	3
	（２）寄附金額及び市民税寄附金税額控除額の年度別推移	3
4	ふるさと寄附金事業費の年度別推移について	4
5	令和３年度返礼品ランキング	5
6	川口市応援「ふるさと寄附金」のお願い（パンフレット）	
7	埼玉県川口市ふるさと納税のご案内 「ふるさと納税で川口市を応援してくださいゅぽ」（リーフレット）	

外部評価 事業内容説明シート（ふるさと寄附金事業費）

どのような事業ですか

対象（誰が誰のために）

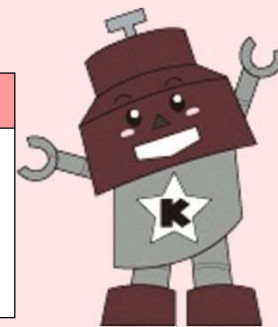
- ・川口市へふるさと寄附金を申し込む者
- ・返礼品として市産品等を提供する市内事業者

目的（何のために）

- ・寄附者の利便性の向上
- ・本市のPR

内容（何をするのか）

- ・ふるさと寄附金ポータルサイトからの寄附の申込及び納付の受付
- ・市外在住の寄附者に対する市産品の贈呈



この事業を行った結果はどのようなものですか

事業費（どのくらいの税金が使われていますか）

令和元年度	決算額	2,064千円
令和2年度	決算額	10,906千円
令和3年度	決算額	10,492千円（見込額）



どのような成果がありましたか

本市のPRひいては寄附金の増額

どのような課題がありますか

ふるさと寄附金制度は、都市部において寄附の受入額より寄附金税額控除による流出額のほうが大きくなる傾向がある。寄附金税額控除のうち約75%は国からの交付税の対象となるものの、約25%は市税収入の損失額となる。本市の損失額は、近年、1億円を超える状況が続いており、歳入確保の一方策ともなるよう、どのように事業の効果を高めるかが課題である。



実績

寄附金額	
令和元年度	13,112千円
令和2年度	49,799千円
令和3年度	41,799千円

課題に対し、これまでどのような見直しを行いましたか また、今後どのように解決していきますか

令和元年8月から、ポータルサイトによる寄附金の受付及び市外の寄附者に対する返礼品の贈呈を開始し、毎年度種類を拡充している。また、令和3年度においては、2つのポータルサイトを追加した。今後も、関係部署等と協力のうえ、本市の魅力を全国に発信すべく、返礼品の種類拡充をはじめ工夫を重ねていく。

2 実施計画事業評価調書

実施計画事業評価調書

評価対象年度	令和3年度
--------	-------

事業名称	ふるさと寄附金事業費			担当	理財部	
					税制課	
事業区分	通常事業	—	問い合わせ先	271-9230	新規・継続	継続

1 事業期間・根拠等

事業期間	平成	31	年度	～		年度
第次川口市総合計画	VI 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”-3 行政経営の基盤強化-② 財政基盤の強化					
根拠法令等	地方税法、川口市税条例					

2 事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの		実施形態	一部委託
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの)		受益者(最終的に受益を受ける人)	
	・川口市へふるさと寄附金を申し込む者 ・返礼品として市産品を提供する市内事業者		同左	
事業の概要	事業の目的(何のために)		事業の内容(事業期間を通して何をするのか)	
	・ふるさと寄附金ポータルサイトからの申込及び納付の受付を行うことにより、寄附者の利便性の向上を図る。 ・返礼品として市産品を贈呈することにより、本市のPRを図る。		・ふるさと寄附金ポータルサイトからの寄附の申込及び納付の受付 ・市外在住の寄附者に対する市産品の贈呈	
当該年度の実施内容及び成果	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)		事業の成果【定性的評価】	
	・市外在住の寄附者に対し市産品を贈呈した。 ・ポータルサイトの追加及び返礼品の種類を拡充した。 ・市外に在住する固定資産税の納税者へチラシを送付した。		・令和2年度は新型コロナウイルス感染症への寄附が多かったこともあり、令和3年度は前年度対比で寄附の金額及び件数は減少したが、目標額は上回ることができた。 ・市外在住の寄附者に対する市産品の贈呈を行ったこと及びチラシの送付による広報活動、ポータルサイトの追加、返礼品の種類を拡充したことにより、本市をPRすることができた。	

3 事業活動・成果の状況

指標①	名称	ふるさと寄附金の件数				指標・目標値の説明(算定式)	令和2年度の実績である1,273件を目標とし、1,300件と設定					
	単位	件	指標の種別	結果								
	目標値	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		60		200		1,300		1,100		1,100		
	実績値・達成状況	197	達成	1,273	達成	1,047	未達成					
指標②	名称	ふるさと寄附金の金額				指標・目標値の説明(算定式)	令和2年度の実績は約5,000万円であったが、1件1,000万円の大口の寄附が含まれているため、5,000万円から1,000万円を除いた4,000万円を目標と設定					
	単位	円	指標の種別	結果								
	目標値	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
		14,000,000		14,000,000		40,000,000		40,000,000		40,000,000		
	実績値・達成状況	13,111,658	未達成	49,799,302	達成	41,799,118	達成					

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目		川口市一般会計						ふるさと寄附金事業費		
年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
予算額(A)		2,639		10,906		11,116		15,652		15,652
決算額(B)=(C)+(D)		2,064		10,906		10,492				
財源※	特定財源(C)	0		0		0		0		
	一般財源(D)	2,064		10,906		10,492		0		
概算人件費(E)		3,950		3,950		3,950		3,950		3,950
従事職員人数(人)		常勤	再任用	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50
総事業費{(A)又は(B)}+(E)		6,014		14,856		14,442		19,602		3,950

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

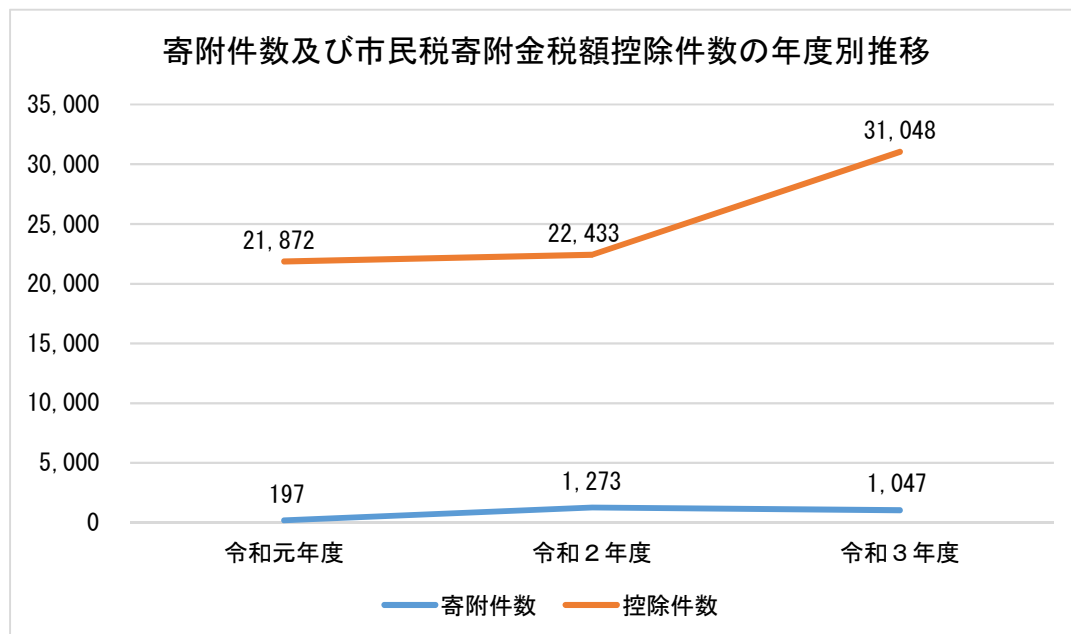
視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民のニーズ	どちらともいえない	11 /15	有効性	期待どおりの成果	期待以上	13 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	どちらともいえない	
	将来的な市民のニーズ	どちらともいえない			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	15 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	行った・既に行った			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行った・既に行った			対象者への周知	行った	

6 総評価【定量的評価】・今後の事業展開

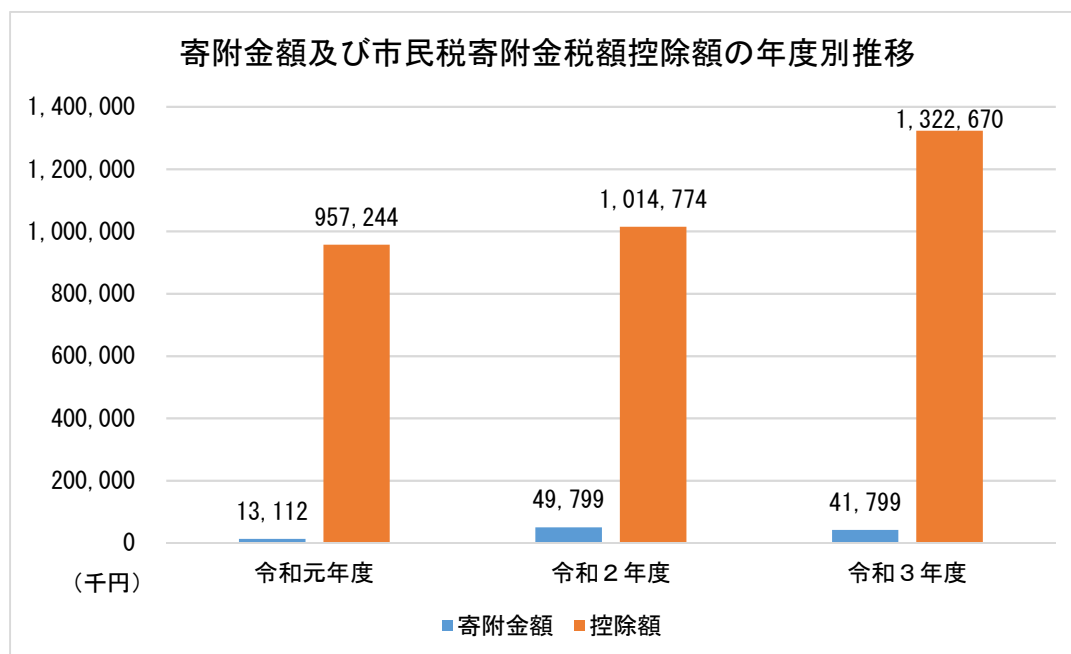
総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策		今後の実施方向性	
52 /60	さらなるふるさと寄附金の件数の増加と本市のPRを図るため、チラシの送付による広報活動や返礼品の拡充を行う。		翌年度	拡充して実施
			翌々年度	拡充して実施

3 件数及び金額の推移について

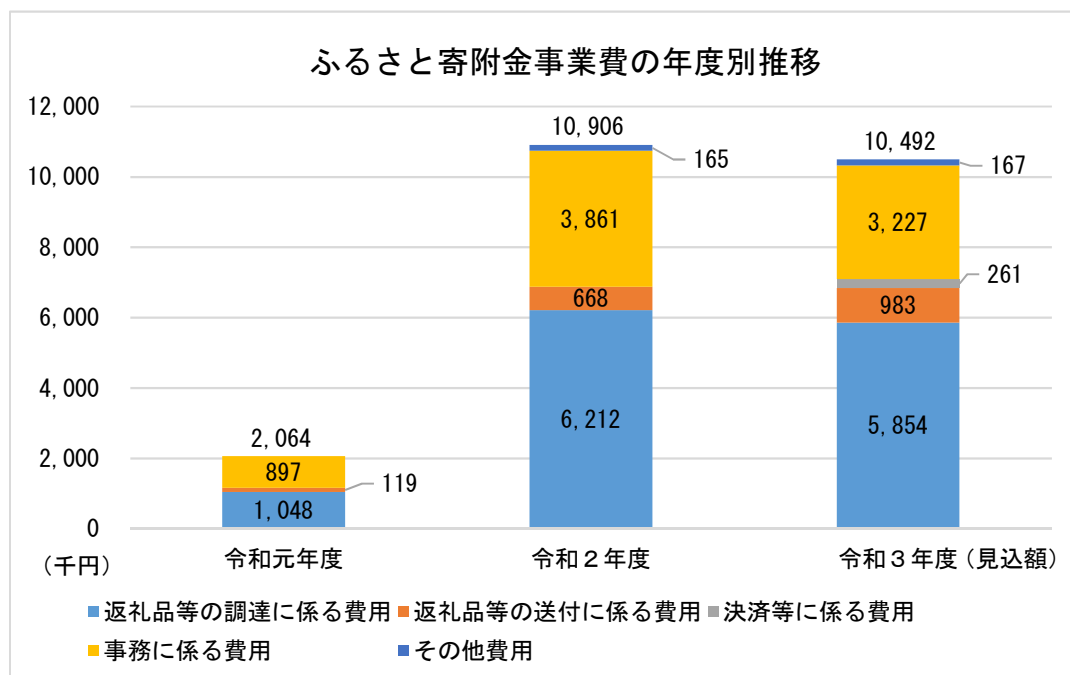
(1) 寄附件数及び市民税寄附金税額控除件数の年度別推移



(2) 寄附金額及び市民税寄附金税額控除額の年度別推移



4 ふるさと寄附金事業費の年度別推移について



5 令和3年度返礼品ランキング

	品 名	件 数
1	トイレットペーパー ※	320
2	コーヒー ※	116
3	坂に置くと動く木のおもちゃ ※	85
4	アウトドア用ガストーブ	80
5	栗乃木ハルミ版画額装品 ※	75

※の返礼品については、クリアファイルに同封しているリーフレット「埼玉県川口市ふるさと納税のご案内『ふるさと納税で川口市を応援してくださいきゅぽ』」に画像掲載。

企業立地推進事業

目 次

1	外部評価事業内容説明シート	1
2	実施計画事業評価調書	2
3	企業立地補助金概要（パンフレット）	3
4	企業立地補助金直近3か年の実績	5
5	企業立地補助金近隣市との比較	6
6	企業立地補助金交付要綱	7
7	土地バンク事業パンフレット	12
8	土地バンク事業実績	14
9	土地バンク事業近隣市との比較	15

外部評価 事業内容説明シート（企業立地推進事業）

どのような事業ですか

対象（誰が誰のために）

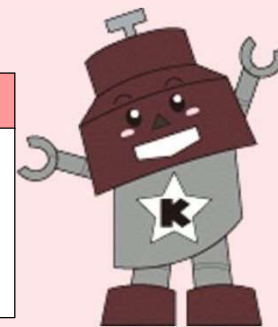
- ・川口市に進出する市外事業者
- ・事業拡大する市内事業者

目的（何のために）

- ・事業者が必要とする施設の立地を促進し、地域経済の活性化を図るため。（土地バンク事業）
- ・初期投資を軽減することにより、市外事業者の市内進出、市内事業者の事業拡張を支援するため。（企業立地補助金）

内容（何をするのか）

- ・不動産業界団体と連携して土地情報を事業者に提供する。（土地バンク事業）
- ・工場等の立地に伴い新たに発生する税負担、貸工場等に入居する場合や新たに雇い入れた場合の一部助成を行う。（企業立地補助金）



この事業を行った結果はどのようなものですか

事業費（どのくらいの税金が使われていますか）

令和元年度	決算額	3,476千円
令和2年度	決算額	9,851千円
令和3年度	決算額	16,224千円

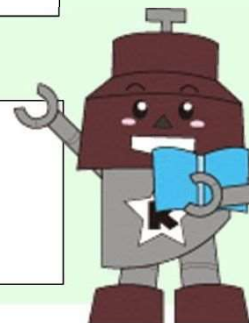


どのような成果がありましたか

事業者の立地促進を図ることで、産業の空洞化防止、既存事業者への波及効果、雇用機会の拡大により市内経済の活性化につながった。

どのような課題がありますか

- ・新たに工場を設置する事業者への周知広報の充実
- ・より有効的な補助金とするため、制度の改善検討
- ・今後の参考とするため、補助金の効果検証



実績

情報提供件数（土地バンク事業）	
令和元年度	4件
令和2年度	5件
令和3年度	7件
補助金交付件数（企業立地補助金）	
令和元年度	6件
令和2年度	10件
令和3年度	14件

課題に対し、これまでどのような見直しを行いましたか また、今後どのように解決していきますか

【補助対象の拡充】工場等の新增設に加え「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用し、流通業務等施設を整備した事業者についても、補助対象とした。
【アンケートの実施】補助金を交付した事業者の売上、雇用、取引状況等を把握することによって、補助金の効果検証および今後の周知方法等の検討に利用するため、アンケートを実施する予定。

2 実施計画事業評価調書

実施計画事業評価調書

評価対象年度	令和 3年度
--------	--------

事業名称	企業立地推進事業				担当	経済部	
事業区分	主要事業	政策宣言	問い合わせ先	258-1619	新規・継続	継続	

1 事業期間・根拠等

事業期間	平成	15	年度	～		年度
第次川口市総合計画	Ⅲ 産業や歴史を大切にしたい“地域の魅力と誇りを育むまち”-2 活力ある工業等の振興-② 企業立地及び業務拡張等の支援					
根拠法令等	川口市企業立地補助金交付要綱					

2 事業概要

事務分類	自治事務のうち任意のもの		実施形態	補助金・負担金
事業対象	事業の対象(市民等、団体、もの)		受益者(最終的に受益を受ける人)	
	事業者		事業者及び市民	
事業の概要	事業の目的(何のために)		事業の内容(事業期間を通して何をするのか)	
	・民間事業者の事業用土地等需要に応えるため。(川口市土地バンク事業) ・産業の空洞化防止、既存企業への波及効果並びに雇用機会の拡大を目指すため(企業立地補助金)		・民間団体との連携により、事業者の立地促進を図る。(川口市土地バンク事業) ・市内において新たに事業を開始または事業拡張のために一定規模以上の新設・増設を行う製造事業者に対し補助金を交付する。(企業立地補助金)	
当該年度の実施内容及び成果	具体的な実施内容(当該年度に何をしたのか)		事業の成果【定性的評価】	
	・関連する団体のHPに川口市土地バンク事業へリンクするバナー広告を掲載 ・企業立地補助金の申請があった企業に対して、精査の結果補助金を交付		企業の立地促進を図ることで、市内経済の活性化につながった。	

3 事業活動・成果の状況

指標①	名称	企業立地補助金の交付件数			指標・目標値の説明(算定式)	固定資産税等相当額補助金および貸工場賃借料相当額補助金における予算要求件数の80%					
	単位	件	指標の種別	活動							
	目標値	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		10.40		8.00		12.80		11.20		11.20	
実績値・達成状況	6.00	未達成	10.00	達成	12.00	未達成					
指標②	名称	土地バンク事業バナー広告の掲載件数			指標・目標値の説明(算定式)	各関連団体のHPにバナーを掲載した件数					
	単位	件	指標の種別	活動							
	目標値	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		1.00		3.00		3.00		3.00		3.00	
	実績値・達成状況	1.00	達成	3.00	達成	3.00	達成				

4 年度別事業費(単位:千円)

予算費目		川口市一般会計		7 款	1 項	2 目	2 細目	8 細々目	企業立地推進事業	
年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度
予算額(A)		5,686		13,819		20,950		18,255		18,255
決算額(B)=(C)+(D)		3,476		9,851		16,224				
財源※	特定財源(C)	0		0		0		0		
	一般財源(D)	3,476		9,851		16,224		0		
概算人件費(E)		4,582		3,871		4,661		4,661		4,661
従事職員人数(人)	常勤	再任用	0.58	0.00	0.49	0.00	0.59	0.00	0.59	0.00
総事業費[(A)又は(B)]+(E)		8,058		13,722		20,885		22,916		22,916

※評価年度以前は決算額(B)の財源を、評価年度の翌年以降は予算額(A)の財源を表示しています。

5 視点評価

視点	評価項目	判定	視点評価	視点	評価項目	判定	視点評価
必要性	現在の市民のニーズ	高かった	15 /15	有効性	期待どおりの成果	期待どおり	13 /15
	市関与の必要性	高かった			施策(上位目的)への貢献	高かった	
	将来的な市民のニーズ	見込める			目的に対する事業内容	適正	
効率性	コストに対する成果	高かった	13 /15	公平性	受益者の資格条件	適正	13 /15
	業務プロセス改善	検討した			受益者負担の水準	適正	
	民間活用	行った・既に行った			対象者への周知	行った	

6 総評価【定量的評価】・今後の事業展開

総評価	事業を実施する上での課題及び改善方策		今後の実施方向性	
54 /60	新たに工場を設置する事業者へのさらなる周知方法を検討するとともに、事業者にとって利用しやすい制度となっているか見直しを行う。		翌年度	現状維持で実施
			翌々年度	現状維持で実施



川口市企業立地補助金

■企業の市内進出・市内企業の事業拡大を支援します。■



川口市内において、原則として市税を完納しており、下記のいずれかの条件を満たした事業者に対し補助金を交付します。

- ・「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用した事業者【拡充】
- ・本市の特定地域（準工業地域、工業地域、工業専用地域）において、製造業（※）として新たに事業を開始する事業者及び事業拡大を行う事業者のうち、その新設・増設する工場等の面積が100㎡以上のもの（※日本標準産業分類において製造業に分類されるもの）

補助対象事業	補助対象者の要件	
	補助対象経費・補助率・限度額	補助期間
流通業務等施設 固定資産税相当額補助金	新たに「市街化調整区域における流通業務等施設の建設」の制度を利用し、流通業務施設又はデータセンターを整備する事業者で、固定資産税の課税対象となるもの	
	固定資産税に相当する額の2分の1以内 限度額：1年度200万円	3年度間

補助対象事業	補助対象者の要件	
	補助対象経費・補助率・限度額	補助期間
工場等 固定資産税等相当額補助金	新たに市内で延床面積100㎡以上の工場等を立地し自ら事業を行なう者、または事業拡張を目的として新たに100㎡以上の工場等を立地し自ら事業を行なう市内事業者で、固定資産税及び都市計画税の課税対象となるもの	
	固定資産税等に相当する額の2分の1以内 限度額：1年度200万円	3年度間
貸工場賃借料相当額補助金	新たに市内で延床面積100㎡以上の市内の貸工場と賃貸借契約を締結した事業者、または事業拡張を目的として新たに100㎡以上の市内の貸工場と賃貸借契約を締結した市内事業者で、貸工場の所有者と借家人（法人にあってはその代表者）が、配偶者及び3親等以内の親族でないこと	
	当該家賃相当額の2分の1以内 限度額：1年度120万円かつ月額10万円	2年間 (24ヶ月)
雇用促進補助金	上記補助金の対象となる工場等の操業を開始した日から1年を経過した日の前日までに、市内に住所を有する新規雇用従業員（正社員）を雇用しているもの	
	当該従業員1人あたり20万円 限度額：300万円	—

※詳細は、市のホームページ等でご確認ください。

問い合わせ：川口市 経済部 産業労働政策課 産業創出係 電話 048-258-1619

【注意事項】

- ・ 全ての補助金対象事業において、あらかじめ施設が稼働している必要があります。
- ・ 工場等には、工場とそれに付帯する施設・事務所等も含まれます。
- ・ 市内移転の場合は、以前の工場から100㎡以上増えている必要があります。
- ・ 固定資産税等相当額補助金は、施設稼働後、初めて課税・納税する年度内に申請が必要です。
- ・ 固定資産税等相当額補助金は、土地のみの申請はできませんが、家屋のみの申請は可能です。
- ・ 雇用促進補助金における新規雇用従業員は、基準日から起算して1年間継続して雇用している必要があります。
- ・ 雇用促進補助金の対象となる新規雇用従業員は、市内住所を有するものに限りです。

補助金交付の流れ

まずはお電話にてご相談ください。その後、現地確認を経て、申請手続きに入ります。

交付申請書類提出

＜交付申請書類のほか、主に以下の書類をご提出いただきます＞

【固定資産税等相当額補助金】

- ・ 前年度決算書の写し
- ・ 法人登記の全部事項証明書（履歴事項）（原本）
- ・ 見取り図及び配置図
- ・ 土地及び家屋の登記簿謄本（原本）
- ・ 固定資産税等の評価証明書（原本）
- ・ 補助対象年度の固定資産税・都市計画税納税通知書の写し

【貸工場賃借料相当額補助金】

- ・ 前年度決算書の写し
- ・ 法人登記の全部事項証明書（履歴事項）
- ・ 見取り図及び配置図（※）
- ・ 賃貸借契約書の写し（※）

※市内移転の場合は移転前の工場から100㎡以上増えている書類も必要になります。

書類審査

交付決定

市から交付決定通知書を送付いたします。
必ず補助金の交付をお約束するものではなく、実績報告の審査を経る必要があります。

税金の完納後または該当年度の家賃支払い後、実績報告書類の提出

実績報告書類提出

＜実績報告書類のほか、主に以下の書類をご提出いただきます＞

【固定資産税相当額補助金】：補助対象年度の固定資産税等の納税証明書

【貸工場賃借料相当額補助金】：支払い明細書等

【雇用促進補助金】：対象従業員の名簿及び雇用保険被保険者証の写し

書類審査 請求手続き

書類審査完了後に市から確定通知書を送付いたします。
補助金の交付が確定し、請求手続きの後、補助金の交付となります。

補助金交付

補助金は原則として課税対象となります。課税についてのお問い合わせは税務署までお願いいたします。

補助金に関するご相談を随時受け付けております。
お気軽にご相談ください。
また、埼玉県でも企業立地支援策を実施しております。
詳しくは、埼玉県企業立地課ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

川口市 経済部 産業労働政策課 産業創出係

電話 048-258-1619

企業立地補助金 直近3か年の実績表

		H31年度	R2年度	R3年度
補助件数（件） （）内は うち新規件数	固定資産税 相当額補助金	1（1）	4（3）	7（3）
	貸工場賃借料相 当額補助金	5（2）	6（3）	5（1）
	雇用促進補助金	0	0	2
	合計	6（3）	10（6）	14（4） ^①
補助金額（円）	固定資産税 相当額補助金	923,000	5,134,000	9,495,000
	貸工場賃借料相 当額補助金	2,239,000	4,398,000	4,210,000
	雇用促進補助金	0	0	2,200,000
	合計	3,162,000	9,532,000	15,905,000
業種	日本標準産業分 類（平成25年 総務省告示第4 05号）大分類E 「製造業」に分 類される産業	・印刷製本 ・金属加工 ・家具製造×2 ・機械設計製造 ・食品製造	・印刷製本 ・金属加工×2 ・家具製造 ・機械設計製造 ・機械部品製造加工 ・段ボール製造 ・金属研磨 ・ヘルメットシールド製造 ・アクリルグッズ製造	・印刷製本 ・金属加工×3 ・家具製造 ・機械部品製造加工 ・段ボール製造 ・金属研磨 ・ヘルメットシールド製造 ・ゴムライニング加工 ・木製チップ製造 ・印刷加工
市内・市外移転等 （件） （）内は うち新規件数	市内→市内 移転・増設	4（2）	7（4）	7（1）
	市外→市内 移転・増設	2（1）	3（2）	5（3）
	合計	6（3）	10（6）	12（4） ^②

※①と②の差は雇用促進補助金分

企業立地補助金 近隣市比較

	川口市		所沢市		戸田市		松戸市	
名称	固定資産税等 相当額補助金	貸工場賃借料 相当額補助金	企業立地支援奨励金	都市型産業等育成補助金	産業立地推進事業		企業立地促進補助金	
対象 事業者	製造業	製造業	製造業、都市型産業、 社員20人以上の本社	製造業、情報通信業、 社員6人以上の本社等	製造業		工場、流通加工施設、植物工場、 商業施設、事務所	
要件	100㎡以上	100㎡以上	300㎡以上 10年以上継続	5年以上継続	工場地域等100㎡以上、 その他1,000㎡以上		常時雇用者が10人以上 5年以上継続	
補助対象	固定資産税及び 都市計画税	賃借料	固定資産税及び 都市計画税	賃借料	固定資産税及び 都市計画税	賃借料	固定資産税及び 都市計画税	賃借料
補助率	2分の1	2分の1	10分の10	10分の10	2分の1	2分の1	2分の1	3分の1
上限	200万円／年	10万円／月	なし	10万円／月	300万円／年	10万円／月	3,000万円／年	500万円／年
対象期間	3年間	24か月	3年度間	24か月	3年間	2年間	3年間	3年間

令和2年度実績

件数	4件	6件	3件	3件	10件	4件
補助額	5,134千円	4,398千円	2,359千円	1,870千円	7,895千円	6,441千円

※要件等は主なものを記載（自治体により例外あり）

※実績は他の補助金等を含む場合がある

6 企業立地補助金交付要綱

川口市企業立地補助金交付要綱

(通則)

第1条 川口市企業立地補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項はこの要綱に定める。

(目的)

第2条 産業の空洞化防止、既存企業への波及効果及び雇用機会の拡大により本市産業活動の活性化を目的として、市内において新たに事業を開始する事業者及び事業拡張のため一定規模以上の新設・増設を行う事業者に対し補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人及び個人をいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）大分類E「製造業」に分類される産業をいう。
- (3) 工場等 営利を目的とした製造業の用に供される施設及びこれに付帯する施設又は事業の用に供される事務所をいう。
- (4) 流通業務等施設 市街化調整区域における流通業務等施設の建設に関する基本方針（平成31年4月1日施行。以下「基本方針」という。）等に基づき整備する流通業務施設又はデータセンターをいう。
- (5) 特定地域 工場等においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。流通業務等施設においては、基本方針別紙に定める主要幹線道路等沿道をいう。
- (6) 立地 工場等又は流通業務等施設を新設し、増設し、又は取得する行為をいう。
- (7) 貸工場 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく用途地域による建築物の用途制限に反しない貸工場をいう。
- (8) 固定資産税 川口市税条例（昭和29年条例第11号。以下「市税条例」という。）に基づき、本市が事業者に課する固定資産税のうち、工場等又は流通業務等施設の立地にかかる土地及び家屋に対して課するものをいう。
- (9) 都市計画税 市税条例に基づき事業者に対して課する都市計画税をいう。
- (10) 新規雇用従業員 常時雇用される従業員として、立地した工場等又は流通業務等施設が操業を開始した日から1年を経過した日（以下「基準日」という。）の前日までに雇用した者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市で製造業又は流通業務等施設を、営み又は新たに営もうとする事業者で、原則として事業による市税を完納しているものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、本市の特定地域において、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 工場等固定資産税等相当額補助金

新たに市内で延床面積100㎡以上の工場等を立地し自ら事業を行う者及び事業拡張を目的として新たに100㎡以上の工場等を立地し自ら事業を行う市内事業者で、固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税対象となるもの

(2) 流通業務等施設固定資産税相当額補助金

新たに市内で流通業務等施設を立地する事業者及び事業拡張を目的として新たに100㎡以上の流通業務等施設を立地する事業者で、固定資産税の課税対象となるもの

(3) 貸工場賃借料相当額補助金

新たに市内で延床面積100㎡以上の市内の貸工場と賃貸借契約を締結した事業者及び事業拡張を目的として新たに100㎡以上の市内の貸工場と賃貸借契約を締結した市内事業者で、貸工場の所有者と借家人（法人にあってはその代表者）が、配偶者及び3親等以内の親族でないこと。

(4) 雇用促進補助金

前各号に規定するもので、新規雇用従業員を雇用しているもの

(補助対象経費及び補助率等)

第6条 補助対象経費及び補助率は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 工場等固定資産税等相当額補助金

固定資産税等（工場等が操業開始した日以後、当該工場等に対し固定資産税等を課税することとなった年度以後3年度間）に相当する額の2分の1以内とする。ただし、補助限度額を1企業、1申請につき200万円とする。

(2) 流通業務等施設固定資産税相当額補助金

固定資産税（流通業務等施設が操業開始した日以後、当該流通業務等施設に対し固定資産税を課税することとなった年度以後3年度間）に相当する額の2分の1以内とする。ただし、補助限度額を1企業、1申請につき200万円とする。

(3) 貸工場賃借料相当額補助金

貸工場の年間の家賃（1企業連続した2年間を限度とする。）に相当する額の2分の1以内とする。ただし、補助限度額を1企業、1申請につき120万円、月額10万円とする。

(4) 雇用促進補助金

基準日から起算して1年間継続して雇用した新規雇用従業員のうち、本市に住所を有するものの数に、20万円を乗じて得た額とする。ただし、補助限度額を300万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第5条に規定する申請書のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式1の1)
- (2) 収支予算書(様式1の2)
- (3) 法人登記の全部事項証明書(履歴事項)
- (4) 前年度決算書
- (5) 工場等固定資産税等相当額補助金又は流通業務等施設固定資産税相当額補助金を申請しようとする者は、当該補助対象施設にかかる次に掲げる書類。
 - ア 土地及び家屋の登記簿謄本及び固定資産税等の評価証明書
 - イ 固定資産税・都市計画税納税通知書の写し
 - ウ 見取図及び施設配置図
- (6) 貸工場賃借料相当額補助金を申請しようとする者は、見取図及び施設配置図並びに賃貸借契約書の写し
- (7) 雇用促進補助金を申請しようとする場合は、雇用年月日、氏名及び住所を記載した新規雇用従業員の名簿
- (8) 納税確認のための同意書

2 前項の規定にかかわらず、雇用促進補助金の交付を申請しようとする者は、前項第1号から第6号及び第8号の書類を省略することができるものとする。

(計画の変更申請)

第8条 計画の変更をしようとする者は、規則第10条第1項に規定する申請書のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書(様式1の1)
- (2) 変更後の収支予算書(様式1の2)

2 規則第10条第1項に規定する軽微な変更とは、補助金の交付申請時における補助対象経費の10分の2以下の変更をいう。

(補助金の実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第11条に規定する報告書のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式2の1)
- (2) 収支決算書(様式2の2)
- (3) 工場等固定資産税等相当額補助金又は流通業務等施設固定資産税相当額補助金については、固定資産税納税証明書
- (4) 貸工場賃借料相当額補助金については、支払い明細書等
- (5) 雇用促進補助金については、雇用状況報告書(新規従業員名簿)及び雇用保険被保険者証の写し
- (6) 川口市企業立地補助金アンケート

- 2 前項の規定にかかわらず、雇用促進補助金の交付決定を受けた者は、前項第1号から第4号及び第6号の書類を省略することができるものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日の属する年度を含め6年間、当該事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、かつ、保管しなければならない。

(新型コロナウイルス感染症等の影響に係る特例)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者が補助金の交付を申請しようとするときは、第7条に規定する書類のほか、当該事実を確認できる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該補助事業に係る工場等及び流通業務等施設について、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定により固定資産税等の徴収の猶予を受けた者
- (2) 当該補助事業に係る工場等及び流通業務等施設について、地方税法附則第63条の規定により固定資産税等の軽減措置の適用を受けた者
- (3) 当該補助事業に係る工場等について、国、地方公共団体等から家賃支援の補助を受けた者

2 補助対象者が前項各号のいずれかに該当する場合における第6条の適用については、次に定めるとおりとする

- (1) 前項第1号に該当する者に係る固定資産税等相当額補助金

補助対象期間中に徴収の猶予を受けた固定資産税等については、当該徴収の猶予を受けた年度の翌年度において補助の対象とすることができる。

- (2) 前項第2号に該当する者に係る固定資産税等相当額補助金

補助対象期間中に固定資産税等の軽減措置の適用を受けた場合においては、当該措置の適用後の固定資産税等の額を当該年度における補助対象経費とする。この場合において、当該額が零であるときも同様とし、補助対象期間の算定に含めるものとする。

- (3) 前項第3号に該当する者に係る貸工場賃借料相当額補助金

補助対象期間中に家賃支援を受けた場合にあつては、第6条第1項第2号に定める補助対象経費から当該家賃支援を受けた額を控除して得た額を当該年度における補助対象経費とする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

多くの事業者に選ばれるまちづくり

川口市 土地バンク事業

市保有地の活用や民間団体との連携により、事業者の立地促進を図る「川口市土地バンク事業」を実施しています。

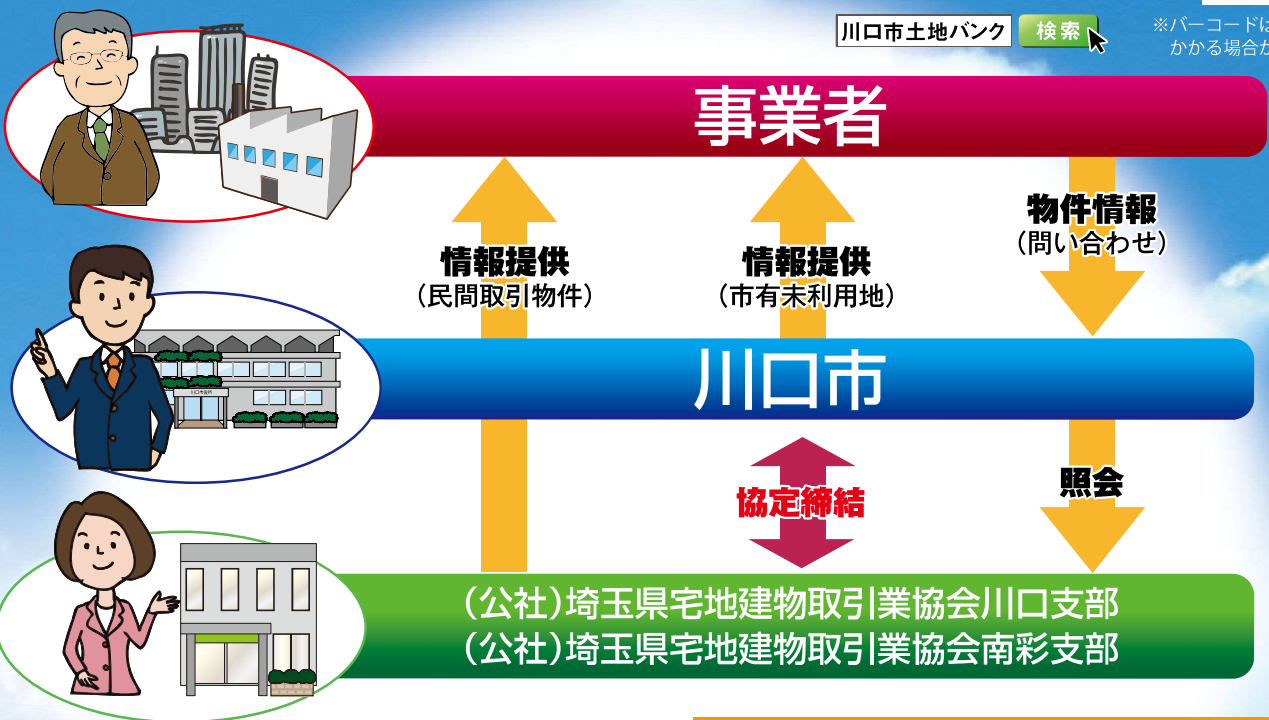
民間事業者の事業用土地等需要に応え本市への進出の円滑化を推進します。こちらをご覧ください

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/01114/3564.html>



※バーコードはバケット代がかかる場合があります

川口市土地バンク 検索



川口市に立地するメリット

- 東京都に隣接し、利便性の高い立地
- 東北自動車道、東京外環自動車道等による首都圏各地への良好なアクセス
- 人口60万人、労働力が確保しやすい環境



埼玉県川口市

～川口市内へ立地する際に活用が検討できる支援策一覧～

■川口市の支援策

〔平成30年4月現在〕

	支援策名	内 容	お問い合わせ先
1 企業	企業立地支援事業	工場を新設・増設・取得、または賃借する製造業者に対し、固定資産税や賃借料等費用の一部を補助する制度です。	▶産業労働政策課 産業創出係 048-258-1619
	中小企業資金融資事業 (利子補給・利子助成)	市内中小企業の皆様へ経営の安定や設備の充実等に必要な資金としてご利用いただけるよう、低利で長期返済期間を設定した制度融資を設けています。	▶経営支援課 経営支援係 048-258-1647
2 介護施設	地域密着型サービス等 整備費等補助金	公募で選定した地域密着型サービス事業者に対し、埼玉県 の地域医療介護総合確保基金を活用し、事業所の開設 に要する費用の一部を補助するものです。	▶介護保険課 事業者係 048-259-7293
	地域密着型サービス 基盤整備補助金	地域密着型サービス等整備費等補助金を活用した一部の 地域密着型サービス事業者に対し、川口市独自に事業所 の開設に要する費用の一部を補助するものです。	
	特別養護老人ホーム等 整備費補助金	公募で選定した社会福祉法人に対し、予算の範囲内にお いて、特別養護老人ホーム等の整備に要する費用の一部 を補助するものです。	
3 保育所	川口市民間保育所等 施設整備費等補助金	保育所等の新設に要する費用の一部及び賃貸物件等によ る改修費等の一部に対して国の補助制度に上乗せする形 で市単独補助金を交付するものです。	▶子ども総務課 政策係 048-271-9457
4 障害福祉 施設	障害者福祉施設 整備費補助事業	社会福祉法人等が障害者の日中活動の場や住まいの場と して、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく施設を 整備する場合、その施設又は設備に要する費用の一部を 補助するものです。	▶障害福祉課 庶務係 048-271-9442
5 その他	商店街空き店舗 活用事業補助金	対象商店街区域内の空き店舗を改修して新しく事業を行 う事業者に対し、改修工事費の一部を補助するものです。	▶産業振興課 商業観光係 048-259-9018
	商店改修事業補助金	市内で店舗を営む方が、店舗の集客力や買物環境の向上 を目的とした店舗の改修を行う際に、改修工事費の一部 を補助するものです。	
	民営自転車駐車場設置に 関する補助制度	駅周辺に民営自転車駐車場を新設する方に対し、建設費 の一部を補助するものです。	▶交通安全対策課 対策係 048-259-9003

■埼玉県の支援策

〔平成30年4月現在〕

	支援策名	内 容	お問い合わせ先
1 企業	埼玉県産業立地 促進補助金	県内に新たに土地を取得（借地含む）して工場等を立地 した企業に対し、県に納付した不動産取得税相当額を補 助するものです。（上限1億円）	▶埼玉県企業立地課 総務・立地窓口担当 048-830-3800

お問い合わせ

川口市役所 経済部 産業労働政策課 産業創出係

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

電話 **048-258-1619** (直通) FAX **048-259-2622** E-mail 100.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

2018.4.1 誕生



中核市 川口

8 土地バンク事業実績

土地バンク事業(民有地)
不動産物件問い合わせ票 件数 ※R4.4.25現在

H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	計
1件	1件	2件	4件	5件	7件	20件

契約件数

・0件

※全件について追跡調査を行っているわけではない。

用途別

・倉庫 6件	・事務所、営業所 2件
・工場 4件	・物流センター 1件
・医療関係 3件	・研究施設 1件
・商業関係 2件	・移動式サウナ 1件

形態別

・株式会社 14件
・有限会社 2件
・医療法人 2件
・個人事業主 1件
・開業予定者 1件

土地バンク（民有地） 近隣市比較

	川口市	所沢市	戸田市	川越市
名称	土地バンク	商業用地情報収集・照会業務	民有地情報	市内の空工業用地情報
対象事業者	業種問わず	商業用地	業種問わず	工場・倉庫
方法	1. 事業者が川口市に希望物件情報を提出 2. 川口市が宅建協会に情報照会 3. 条件にあう物件があれば、事業者へ情報提供 4. 事業者と不動産業者で交渉	川口市と同一	戸田市HPに宅建協会HPのURLを掲載	工場・倉庫等の物件情報をHPに掲載
令和3年照会件数等	7件	8件	把握していない	H30年から1件、物件情報をHPに掲載
令和3年契約件数	0件	0件	把握していない	0件